

開成町の健全化判断比率及び資金不足比率の概要

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成 19 年法律第 94 号）により、地方自治体が財政健全性を判断するための指標(健全化判断比率)と、公営企業会計ごとに経営状況を明らかにする指標(資金不足比率)の公表が義務付けられています。各指標が一定の基準以上になった場合は、財政の早期健全化(＝財政健全化計画の策定)や財政の再生(財政再生計画の策定・公表、再生計画に対する国の同意及び地方債の起債の制限)を図るための計画作成等が必要になります。

2 財政の早期健全化・再生

(1)実質赤字比率

一般会計等(一般会計、給食事業特別会計、駅前通り線周辺地区土地区画整理事業特別会計)を対象とした実質赤字額の※1 標準財政規模に対する比率

(2)連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額(又は資金不足の額)の標準財政規模に対する比率

(3)実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

(4)将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

		早期健全化段階	再生段階
実質赤字比率	【赤字なし】	15%	20%
連結実質赤字比率	【赤字なし】	20%	40%
実質公債費比率	【7.0%】	25%	35%
将来負担比率	【40.7%】	350%	対象外

※1 標準財政規模・・・地方公共団体の標準的な状態で通常収入される見込みの経常的

な一般財源を示します。

算出方法 （基準財政収入額－地方譲与税－交通安全対策特別交付金）×100/75
＋地方譲与税＋交通安全対策特別交付金＋普通交付税

※2 財政健全化団体・・・財政健全化計画の策定・公表

※3 財政再生団体・・・財政再生計画の策定・公表、再生計画に対する国の同意及び
地方債の起債の制限

3 公営企業の経営健全化

資金不足比率

公営企業会計(開成町の場合は、水道事業会計、下水道事業会計及び駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業特別会計)を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

資金不足比率	水道事業会計(不足なし) 下水道事業会計(不足なし) 駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業特別会計(不足なし)	20% ※4 経営健全化団体
--------	---	-------------------

※4 経営健全化団体・・・経営健全化計画の策定・公表

開成町における令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率

1 令和6年度決算に基づく健全化判断比率

【単位:%】

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (15.00)	— (20.00)	7.0 (25.0)	40.7 (350.0)

備考

- (1) 実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率または将来負担比率が算定されない場合は「—」
- (2) ()内は開成町における早期健全化基準

2 令和6年度決算に基づく公営企業の資金不足比率

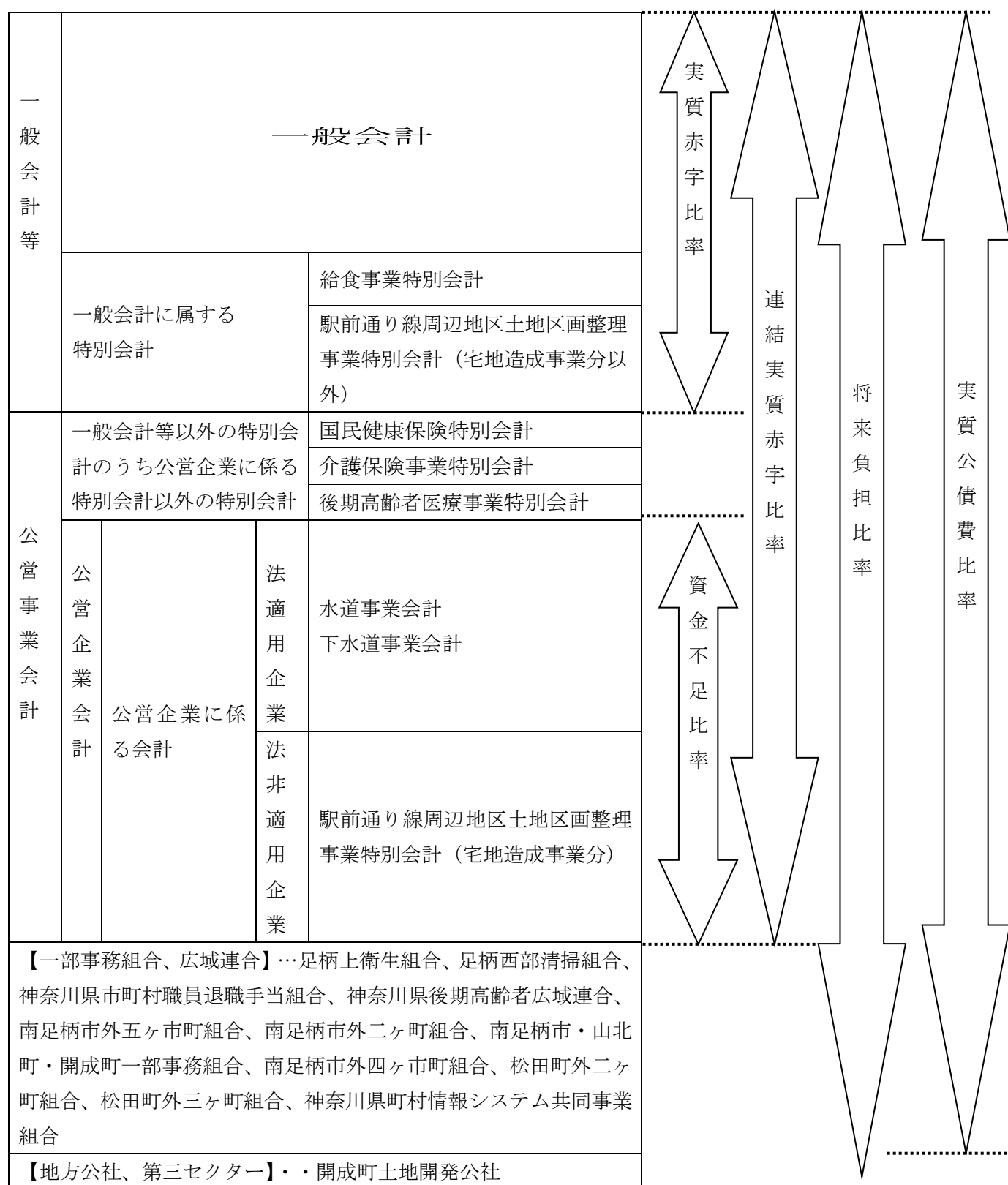
【単位:%】

特別会計の名称	資金不足比率
開成町水道事業会計	— (20.0) (赤字なし)
開成町下水道事業会計	— (20.0) (赤字なし)
開成町駅前通り線周辺地区土地地区画整理事業特別会計	— (20.0) (赤字なし)

備考

- (1) 資金不足比率が算定されない場合は「—」
- (2) ()内は開成町における経営健全化基準

開成町における会計区分のイメージ



【早期健全化基準・財政再生基準（市町村）】

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—